

東大和市財政調整基金条例の一部を改正する条例

東大和市財政調整基金条例（昭和39年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「による積立てを行い、もつて」を「により、」に、「を図り、東大和市の」を「及び」に、「資する」を「必要な資金を積み立てる」に改める。

第2条中「毎年度予算」を「一般会計予算」に改める。

第4条中「東大和市一般会計歳入歳出予算」を「一般会計歳入歳出予算」に改める。

第6条中「市長が」の次に「別に」を加え、同条を第7条とする。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。